

お客様へ

平成 22 年 3 月 1 日  
ありがとう投信株式会社

## 「投資信託約款」及び「定期定額購入サービス取扱規定」改定のお知らせ

先月のレポートでもお伝えしました通り、平成 22 年 3 月 1 日付で『ありがとうファンド』の資産を管理しております「日興シティ信託銀行株式会社」の商号が、「NCT 信託銀行株式会社」へ変更となりました。これに伴い同日付で『ありがとうファンド』投資信託約款の一部変更を行いました。

今回の商号変更は、昨年同行が野村グループの一員となったことを受けたものです。この変更によって、『ありがとうファンド』の商品性およびお客様の資産に影響を及ぼすことはありません。

また、定期定額購入サービスの新プラン導入に伴い、同日付で定期定額購入サービス取扱規定の一部改定も行っております。

変更部分につきましては下表をご参照ください。※下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

追加型証券投資信託『ありがとうファンド』  
投資信託約款の新旧対照表（平成 22 年 3 月 1 日）

新	旧
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、 <u>NCT 信託銀行株式会社</u> を受託者とします。	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、 <u>日興シティ信託銀行株式会社</u> を受託者とします。

『ありがとうファンド』定期定額購入サービス取扱規定の新旧対照表（平成 22 年 3 月 1 日）

新	旧
3. 申込方法 申込者は、当社指定の「定期振替依頼書」および「 <u>定期定額購入サービス申込書</u> 」に必要事項を記入の上、署名・捺印し、これを当社に提出し当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。	3. 申込方法 申込者は、当社指定の「定期振替依頼書」および「 <u>毎月購入（定期定額購入）サービス申込書</u> 」に必要事項を記入の上、署名・捺印し、これを当社に提出し当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

<p>7. 引落中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当したときに、引落しを中止されるものとします。</p> <p>①申込者が、当社所定の手続きにより本サービスの中止を申し出た場合</p> <p>②<u>当社所定の手続きにより申込者が設定した引落し回数・期限を超えた場合</u></p> <p>③申込者からの引落しが、3回以上連続で行われない場合</p> <p>④上記③以外の場合で、当社の判断により引落しを中止することが適切であると考える場合</p> <p>⑤当社が、本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>⑥当社が、本サービスの中止を申し出た場合</p>	<p>7. 引落中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当したときに、引落しを中止されるものとします。</p> <p>①申込者が、当社所定の手続きにより本サービスの中止を申し出た場合</p> <p>(新設)</p> <p>②申込者からの引落しが、3回以上連続で行われない場合</p> <p>③上記②以外の場合で、当社の判断により引落しを中止することが適切であると考える場合</p> <p>④当社が、本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>⑤当社が、本サービスの中止を申し出た場合</p>
---	--

以上

この件につきまして、ご不明な点がございましたら、下記カスタマーサービス部までお問い合わせください。

ありがとう投信株式会社  
 カスタマーサービス部  
 フリーコール 0800-888-3900  
 (携帯からは) 03-5807-9710